

令和7年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

番号	提出書類	規格	様式	提出部数
1	表紙	A4縦	様式1	正本1部、 副本8部
2	基本的な考え方		任意	
3	重複・多剤服薬の是正に向けた取り組みの普及			
4	ジェネリック医薬品及びバイオシミラーに関する正しい知識の普及			
5	実施体制及びスケジュール			
6	経費見積			

2 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和7年10月30日（木）12:00 必着

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県健康政策部薬務衛生課 医薬連携推進担当（槇尾、高尾）

TEL：088-823-9682

5 受理の通知

郵送により送付された提出書類を受け取った場合は、提案者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的

重複・多剤服薬の是正に向けた取り組み（保険者が対象者に送付する重複・多剤服薬個別通知をきっかけとした高知家健康づくり支援薬局への相談、かかりつけ薬剤師・薬局のメリット、お薬手帳の適正な活用）や、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーに関する正しい知識を普

及啓発することで、患者 QOL の向上を図りながら医療費の適正化につなげることを目的とします。

① 2つの重点テーマの普及啓発

ア 重複・多剤服薬の是正に向けた取り組み

- ・高知県では、重複・多剤服薬の患者に対して保険者が個別通知を送っています。個別通知が届いた場合は、通知内容を確認し、かかりつけ薬剤師・薬局を含む高知家健康づくり支援薬局等へ相談することが重要であり、患者個々の状況に応じた専門的な指導・支援を受けることが重複・多剤服薬の是正につながります。
- ・重複・多剤服薬を未然に防ぐためには、患者の服薬状況の一元管理が重要となることから、かかりつけ薬剤師・薬局を決めておくことやお薬手帳の利活用に関する啓発が必要です。

イ ジェネリック医薬品及びバイオシミラーに関する正しい知識

- ・高知県におけるジェネリック医薬品使用割合は国の目標である 80%は超えているものの、全国 44 位と低迷しています。
- ・ジェネリック医薬品の認知は一定進んでいるものの、品質、有効性、安全性等正しい知識のさらなる普及啓発が必要です。
- ・また、バイオシミラーは、先行バイオ医薬品と同じ効能・効果、用法・用量で使える（＝同等／同質である）ことを検証している医薬品であり、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。バイオシミラーを普及させることは、ジェネリック医薬品と同様、医療の質を保ちつつ医療保険財政の改善に寄与します。ただし、バイオシミラーはジェネリック医薬品と使用状況や認知度が異なることから、基礎知識の普及からはじめる必要があります。

(2) 事業の要件

「令和 7 年度医薬品の適正使用促進啓発委託業務公募型プロポーザル仕様書」に沿って、具体的な内容を提案してください。

(3) 現状の問題点及び課題

① 2つの重点テーマ（重複・多剤服薬の是正に向けた取り組みとジェネリック医薬品及びバイオシミラーに関する正しい知識の普及）

- ・重複・多剤服薬については、2 保険者（後期高齢者医療広域連合、国民健康保険）でレセプト分析を行い、患者 QOL に影響を及ぼす可能性がある服薬状況（6 剤以上の服薬等）の患者に対して、薬局等での相談を勧奨する通知を保険者が送付していますが、薬局等への相談は少ない状況です。
- ・保険者からの通知内容を確認し、かかりつけ薬剤師・薬局を含む高知家健康づくり支援薬局等へ相談することで、患者個々の状況に応じた専門的な指導・支援につながります。
- ・高知家健康づくり支援薬局では、重複・多剤服薬個別通知についての薬局店頭での普及（啓発資材の掲示・配布、患者への声がけ）を行っています。

（R7.9 月現在 高知家健康づくり支援薬局 315 件（県内薬局の 79.5%））

- ・重複・多剤服薬を未然に防ぐためには、患者の服薬状況の一元管理が重要となることか

- ら、かかりつけ薬剤師・薬局を決めることやお薬手帳の利活用に関する啓発が必要です。
- ・ジェネリック医薬品については、3保険者（後期高齢者医療広域連合、国民健康保険、協会けんぽ）でレセプト分析を行い、差額通知を送付していますが、高知県のジェネリック医薬品使用割合は全国44位と低迷しています。

（R7.2月現在 全国：90.6% 高知県：88.6%）

- ・令和6年度に実施した街頭アンケート（回答数200人）では、ジェネリック医薬品を知っている県民は約78%と一定認知されている一方、言葉のみ知っている県民は約10%でした。さらに、ジェネリック医薬品は安い（約78%）、医療費の節約につながる（22%）というイメージを持つ県民は多いですが、効き目や安全性などへの不安感（約12%）や、ジェネリックへの変え方がわからない（約6%）という県民もいるため、品質、有効性、安全性等正しい知識の普及啓発の継続が必要です。

（4）特に提案を求めるポイント

保険者からの通知を開封・内容の確認、薬剤師等への相談を促し、具体的な行動につなげるために効果的な啓発内容

（5）企画提案書に記述する内容

番号	提出書類	記述を求める内容
1	表紙	—
2	基本的な考え方	・本委託業務の目的を達成するために、事業者が考えるコンセプトを明示すること。明示したコンセプトに基づき、企画・提案すること。
3	重複・多剤服薬の是正に向けた取り組みの普及	・県民の認知・理解の向上及び行動変容を促す内容を提案すること。 ・提案する広告内容の訴求力及び創意工夫について記載すること。 ・提案するイベント内容の訴求力及び創意工夫について記載すること。 ・事業効果を高めるための工夫など独自の提案について具体的に記載すること。
4	ジェネリック医薬品及びバイオシミラーに関する正しい知識の普及	・県民の認知・理解の向上及び行動変容を促す内容を提案すること。 ・提案する広告内容の訴求力及び創意工夫について記載すること。 ・提案するイベント内容の訴求力及び創意工夫について記載すること。 ・事業効果を高めるための工夫など独自の提案について具体的に記載すること。
5	実施体制及びスケジュール	・委託業務を実施するための実施体制について、職名、職員数、役割分担等を記載すること。 ・委託業務を実施するためのスケジュールについて明示すること。
6	見積書	・積算内容及び根拠を具体的に記載すること。

7 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書は1提案者1案までとします。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (4) 提案書類は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮してください。